



鳥取県公報

平成30年 3 月 22 日 (木)
号外第 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定 (160) (河川課) 2 |
|-------|---|

告 示

鳥取県告示第 160 号

河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 16 条の 4 第 1 項第 2 号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するので、同条第 2 項において準用する同令第 15 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び中部総合事務所県土整備局維持管理課において縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 水系名 | 河川名 | 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの |
|-----------|------|---------------------------|
| 二級河川橋津川水系 | 東郷池 | 船舶及びその係留のために用いる物件 |
| 〃 | 舎人川 | 〃 |
| 〃 | 方地川 | 〃 |
| 〃 | 東郷川 | 〃 |
| 〃 | 川上川 | 〃 |
| 〃 | 小鹿谷川 | 〃 |
| 〃 | 羽衣石川 | 〃 |
| 〃 | 埴見川 | 〃 |
| 〃 | 宇坪谷川 | 〃 |